第１号様式（第５条関係）

年　　月　　日

　霧島市長　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所　霧島市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

霧島市移住支援金交付申請書

　霧島市移住支援金の交付を受けたいので、霧島市移住支援金交付要綱第５条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。また、別紙により、宣誓及び同意します。

|  |  |
| --- | --- |
| 単身・世帯区分 | **□**　単身　　**□**　世帯（世帯人員　　　人うち18歳未満　　　人） |
| 就業・起業区分 | **□**　就業（□　一般　□　専門　□　テレワーク　□　関係人口）  **□**　起業 |
| 前住地に関すること | 住所 |
| 居住期間　　　　　　年　　月から　　　　　年　　月まで |
| □在住者　　　□通勤者(被用者)　　　□通勤者(自営業等) |
| 添　付　書　類 | **□**　就業証明書（第２号様式）  **□**　転入後の世帯全員の住民票  **□**　転入前の世帯全員の住民票の除票及び戸籍の附票  **□**　市税等を滞納していないことの証明書又は納税証明書  **□**　第３条第１号の東京23区内への通勤に該当する場合  　＜雇用保険の被保険者の場合＞   * 転入直前10年間の就業証明書等   ＜個人事業主の場合＞  □転入直前10年間の開業届出済証明書及び事業所税納税証明書等  **□**東京圏から東京23区内の大学に進学し、東京23区内の企業等へ就職した者は、卒業証明書及び東京23区内で勤務していた企業等の就業証明書（様式任意）  **□**起業支援金に係る交付決定通知書の写し（起業の場合） |

「テレワーク」のみ以下を記入し、就業証明書（テレワーク用）(第５号様式）を添付

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務先 |  |
| 住所 |  |
| 勤務先に行く頻度 | 週・月・年　　回程度／　行くことはない　／　その他（　　　　　） |

|  |  |
| --- | --- |
| 管理コード（鹿児島県及び霧島市使用欄） |  |

別紙

移住支援金の交付申請に関する宣誓及び同意事項

○宣誓事項

１　移住支援金の申請に関し、偽りその他の不正な行為がないこと。

２　世帯全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員ではなく、また、これらと密接な関係も有しないこと。

３　本市に、移住支援金の申請日以降、５年以上継続して居住する意思を有していること。

４　霧島市移住支援金交付要綱第８条第１項に規定する報告等を求められたときは速やかに応じること。

５　就業の場合において、３親等以内の親族が代表者又は取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業ではないこと。

６　霧島市移住支援金交付要綱第３条に規定する要件を欠くに至った場合は、霧島市長に速やかに報告するとともに、以下により移住支援金を返還すること。

７　テレワークにおいて所属先企業からの命令ではなく、自己の意思により移住し、移住先を生活の本拠とし、移住もとで５年間業務を引き続き行うこと。

＜全額の返還＞

・当該申請に関し、偽りその他不正の行為があったことが判明したとき。

・本申請日から３年未満に本市外へ転出したとき。

・本申請日から１年以内に要件を満たす職を辞したとき。

・かごしま移住就業・起業支援事業実施要領第５の１に規定する起業支援金の交付決定を取り消されたとき。

＜半額の返還＞

　・本申請日から３年以上５年以内に本市外へ転出したとき。

○同意事項

霧島市及び鹿児島県は、移住支援金の交付手続により得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、霧島市及び鹿児島県は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県及び他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。